

(広報資料)

嵯峨鳥居本で10月16日から
意見交換が必要になります！

令和5年8月30日
京都市都市計画局

担当：都市景観部景観政策課
電話：075-222-3397

右京区嵯峨鳥居本における「地域景観づくり協議会」の認定について ～「鳥居本町景観まちづくり協議会」が始まります！！～

京都市では、地域の方々と建築主等が意見交換することで、地域に相応しいより良い景観づくりを実現していくことを目的として、地域景観づくり協議会制度（別紙1参照）を、平成23年4月から実施しています。

右京区嵯峨鳥居本地区では、当制度を活用するための取組が行われてきました。この度、「鳥居本町景観まちづくり協議会」を地域景観づくり協議会として発足すること並びにその地域景観づくり計画書について、認定申請を受け付けましたのでお知らせいたします。

認定予定日の令和5年10月16日以降、鳥居本町景観まちづくり協議会の定める地域景観づくり協議地区において建築行為等を行う建築主等は、景観に関する手続の前に、鳥居本町景観まちづくり協議会との意見交換が必要となります。

1 認定する地域景観づくり協議会について

(1) 名称

鳥居本町景観まちづくり協議会

(2) 代表者

鳥居本町景観まちづくり協議会 理事長 平沼 充代 氏

(3) 活動目的

鳥居本町自治会内の良好な景観形成とまちづくりのため。

2 認定する計画書について

(1) 名称

鳥居本町景観まちづくり計画書

(2) 意見交換の対象となる地域（別紙2参照）

京都市右京区嵯峨鳥居本化野町の一部 他

(3) 意見交換の対象となる行為（別紙2参照）

京都市風致地区条例に定める行為等

3 認定予定日

地域景観づくり協議会 令和5年10月16日

地域景観づくり計画書 令和5年10月16日

地域景観づくり協議会の制度概要

■ 制度の目的

地域景観づくり協議会は、地域の方々が景観に対する想いや景観づくりの方向性を共有し、更には、新たにその地域で建築等をしようとする方々と一緒になって地域の景観づくりを進めていくことを目的とした制度です。

■ 制度の仕組み

京都市市街地景観整備条例に基づき、地域の景観づくりに主体的に取り組む組織を「**地域景観づくり協議会**」として市長が認定します。また、協議会の活動地域の景観の保全や創出のための方針をまとめた計画書を「**地域景観づくり計画書**」として市長が認定します。

計画書に定めた「**地域景観づくり協議地区**」において建築等をしようとする事業者等は、景観関係の手続（美観地区での認定や屋外広告物条例の許可等）に先立ち、建築等の計画内容について、**協議会と意見交換を実施**していただきます。

◆ 「地域景観づくり協議地区」における手続の流れ

Step 0 構想段階

- 区域内で建築行為等を考えておられる場合は、意見交換の前に地域景観づくり計画書をご覧ください、建築計画等に活かしてください。
各地域の「地域景観づくり計画書」は、景観政策課のホームページ又は窓口をご覧ください。

Step 1 建築物や工作物の新築や改築等、看板の設置や変更等の計画

- 協議会の連絡先は景観政策課へお問い合わせください。その後、建築主や建築士等から協議会に連絡していただき、意見交換の日時、場所等を調整していただきます。

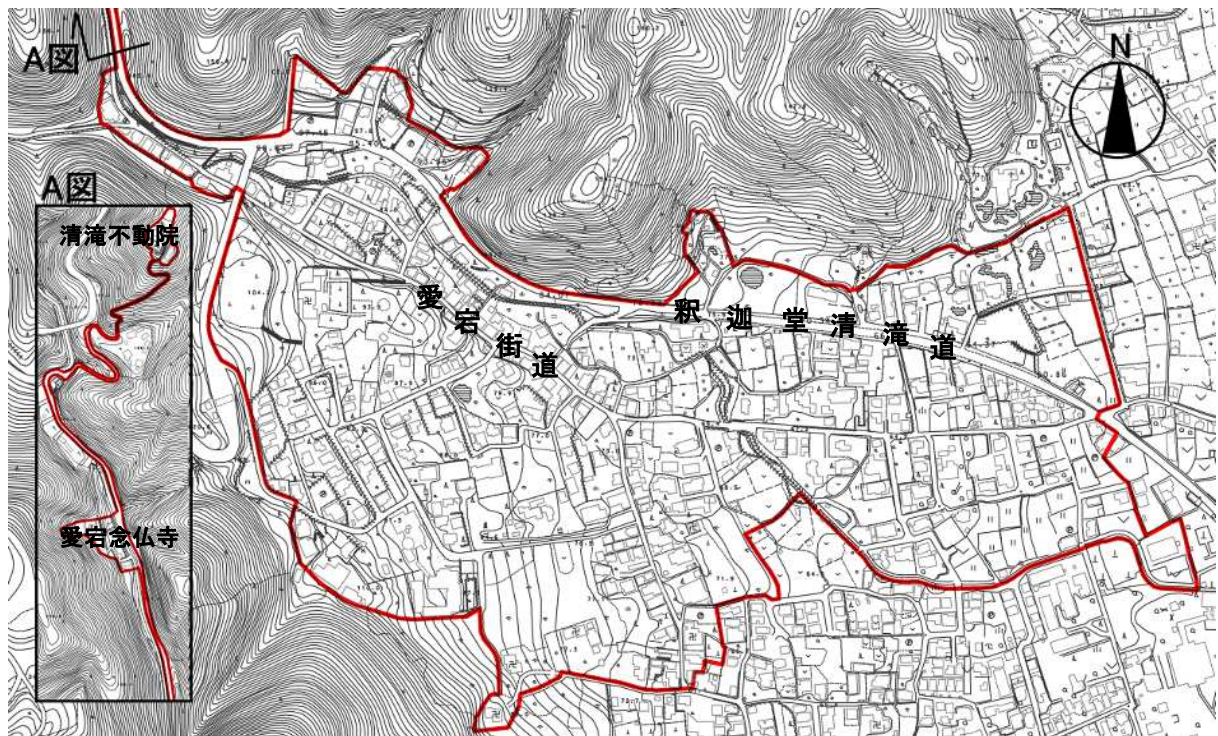
Step 2 地域景観づくり協議会と意見交換を実施

- 意見交換を円滑に進行し、地域の良好な景観形成に資するため、できるだけ早い段階で意見交換を行ってください。

Step 3 景観に関する手続（美観地区での認定や屋外広告物条例の許可等）

- 意見交換内容を報告書としてまとめ、景観に関する手続の際に、申請書に添付して、京都市へ報告していただきます。
意見交換報告書の参考様式はホームページで公開していますので御利用ください。

1 意見交換の対象となる地域



2 意見交換の対象となる行為

(1) 京都市風致地区条例に定める以下の行為

- ア 建築物その他工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築又は移転
- イ 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更
- ウ 木竹の伐採
- エ 土石の類の採取
- オ 水面の埋立て又は干拓
- カ 建築物等の色彩その他の意匠の変更
- キ 物件の堆積

(2) 京都市屋外広告物等に関する条例に定める行為

- (3) その他、嵯峨鳥居本の地域景観や都市農地、生活環境に影響を与える行為
- (4) 新規事業の開始

■これまでに認定した「協議会」及び「計画書」

		「協議会」の認定	「計画書」の認定
1	修徳景観づくり協議会 (下京区)	平成24年6月1日	平成24年6月1日
2	先斗町まちづくり協議会 (中京区)	平成24年6月1日	平成24年6月1日
3	西之町まちづくり協議会 (東山区)	平成24年7月17日	平成25年1月10日
4	一念坂・二寧坂 古都に燃える会(東山区)	平成25年2月1日	平成25年4月15日
5	桂坂景観まちづくり協議会 (西京区)	平成25年2月1日	平成25年5月31日
6	姉小路界限まちづくり協議会 (中京区)	平成26年5月8日	平成27年3月31日
7	明倫自治連合会 (中京区)	平成26年6月16日	平成27年6月1日
8	仁和寺門前まちづくり協議会 (右京区)	平成28年4月28日	平成28年7月7日
9	京の三条まちづくり協議会 (中京区)	平成28年11月16日	平成29年6月30日
10	祇園新橋景観づくり協議会 (東山区)	平成29年5月26日	平成30年8月1日
11	嵐山景観まちづくり協議会 (右京区)	平成30年8月10日	令和2年10月1日
12	笹屋町一丁目景観まちづくり 協議会(上京区)	令和2年2月14日	令和4年2月14日
13	膏薬辻子まちづくり協議会 (下京区)	令和4年3月30日	令和4年7月20日
14	祇園町南側地区協議会 (東山区)	令和4年5月11日	令和4年5月11日
15	祇園商店街振興組合 景観委員会(東山区)	令和5年8月1日	令和5年8月1日
16	鳥居本町景観まちづくり協議会 (右京区)	令和5年10月16日 (予定)	令和5年10月16日 (予定)